

軽石問題緊急対策部局長会議

日時 令和3年10月27日(水)

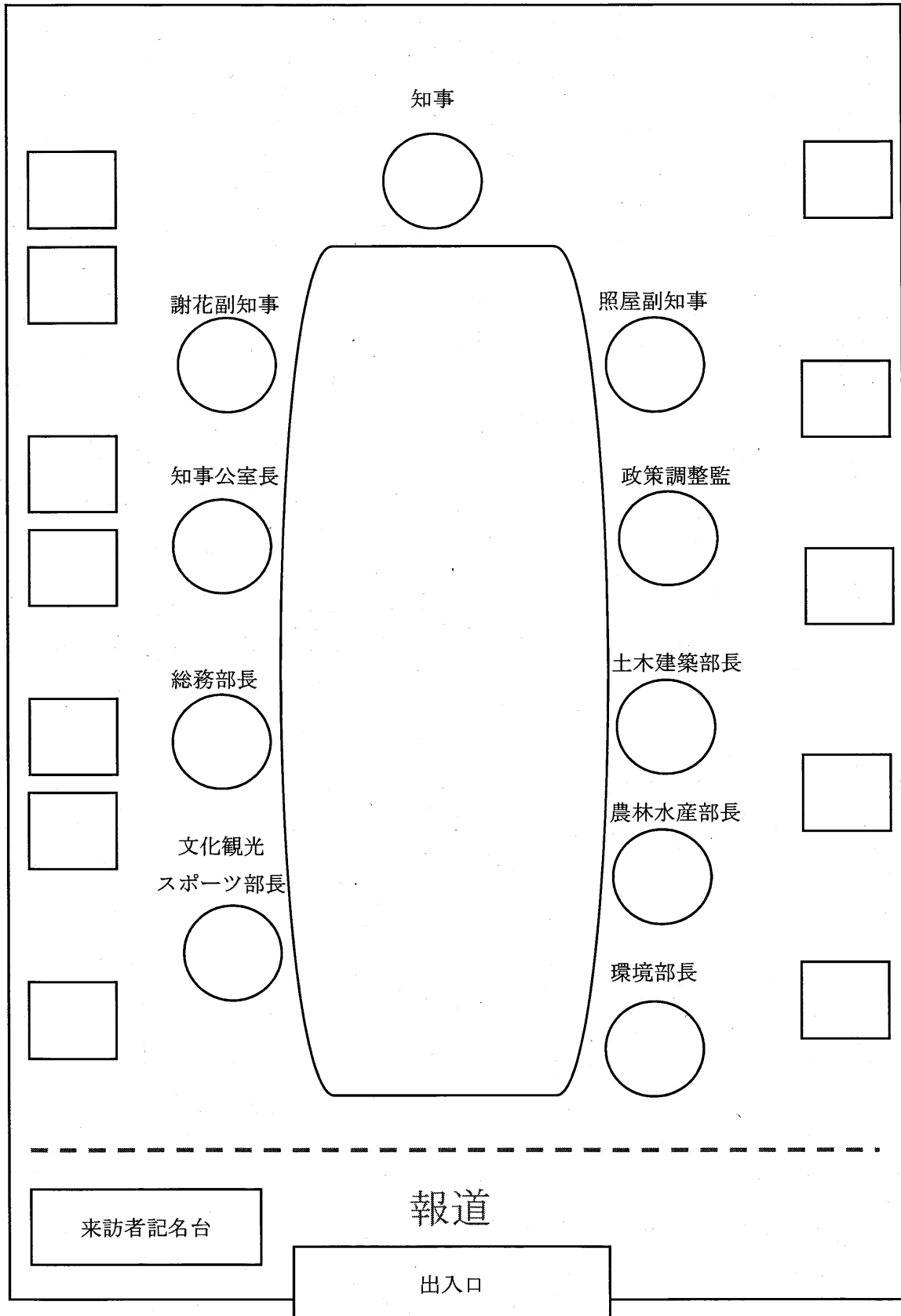
場所 6階第1特別会議室

次 第

- 1 知事あいさつ
- 2 状況報告
 - (1) 概要 (環境部)
 - (2) 各所管の状況 (農林水産部、土木建築部)
- 3 今後の取り組みについて
 - (1) 今後の進め方について (対策チームの設置について)
 - (2) 国への要請内容について

6階第1特別会議室レイアウト

※会議冒頭の様子を取材される報道関係者は、破線の外側から撮影いただくようお願いいたします。



令和3年10月27日

軽石大量漂着・漂流に係る沖縄県の取り組みについて

1 状況報告

(1) 取組状況（情報収集・連携）

関連部局所管の海岸等で漂着状況を確認したほか、関連部局及び海上保安本部との連絡会議で情報を共有

・開催日：令和3年10月20日（水）

・参加者：環境部環境整備課

土木建築部海岸防災課、港湾課、河川課

農林水産部農地農村整備課、漁港漁場課

文化観光スポーツ部観光振興課

第十一管区海上保安本部 環境防災課、交通部航行安全課

・漂着状況等情報：

（海岸）本島北部を中心に全域の海岸で確認されている。

（港湾）奥港（国頭村）、渡嘉敷港ほか5港への漂着情報を確認。

（漁港）安田漁港（国頭村）、辺土名漁港の泊地及び航路内に流入し、漁業活動に支障が出ている。

(2) 国庫補助事業の検討

ア 環境省補助（環境部所管）

海岸漂着物対策補助金の活用可否について環境省海洋環境室に照会した結果、他省庁の災害対策事業で対応できないものに対応可能。

イ 国土交通省補助（土木建築部所管）

海域浄化対策事業の活用可否について沖縄総合事務局に照会

※国土交通省所管海岸保全区域が対象

ウ 災害復旧事業

国土交通省に確認。

海岸保全施設：漂着軽石は採択困難。

港湾の航路・泊地：漂流軽石が航行の安全に支障をきたす場合、災害復旧事業で対応可能。

漁港の泊地・航路：漂流軽石について水産庁に一報。辺土名漁港及び安田漁港の軽石除去について災害復旧事業を調整中（漁港漁場課）

2 今後の取組

(1) 軽石の除去・処分方法等

・漁船等船舶の航行の支障となる漁港内の軽石は、災害復旧事業等による早急な除去が行えるよう国との調整を行っている。

・災害復旧事業の対象とならない海岸に漂着した軽石の回収・処理については、各補助事業の活用を優先するが、観光や海浜利用に支障を来す場所など、市町村からの要望を踏まえ優先度を考慮した上で、単費による回収・処理も検討する。

※漂着軽石の化学成分分析を予定している。

※各所管において、海岸を巡視し漂着の状況を継続して確認中

- ・ 回収された軽石の処分方法について、関係機関で検討を行う。

(2) 今後の対応

- ・ 当面の対応として環境部、農林水産部、土木建築部を中心とする実務レベルの「軽石大量漂着・漂流問題対策チーム（仮称）」を立ち上げ、情報共有と対策検討を行う。
（課長レベルを想定。班長レベルのワーキング会議を置く）
- ・ 国に支援を求める要請を行う。

○軽石対策チームメンバー（案）

部	課	班
環境部	環境整備課	一般廃棄物班
土木建築部	海岸防災課	海岸班
	港湾課	港湾開発班
農林水産部	漁港漁場課	整備班
	水産課	水産企画班
	農地農村整備課	施設管理班